



# 鳥取県公報

平成 23 年 8 月 23 日 (火)  
第 8 3 2 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県建築基準法施行条例の規定の全部又は一部を適用せず、又は緩和する区域 (484) (住宅政策課) . . . . . 2
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (485) (水産課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (486) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (487) (〃) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任 (488) (東部総合事務所農林局) . . . . . 3
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (489) (教育委員会人権教育課) . . . . . 4
◇ 海区漁調 委告示	漁業の免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催 (3) . . . . . 5
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第484号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）第5条第2項第6号の規定に基づき、建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限についての条例の規定の全部又は一部を適用せず、又は緩和する区域を次のように定める。

平成23年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 景観行政団体の一定の区域の住民等がその区域のまちづくりに関する協定等を締結して条例第4章の規定の全部又は一部を適用せず、又は緩和することを求めることについて、当該景観行政団体の長がこれを認めた区域
- 2 街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年住整発第27号建設省住宅局長通知）に基づく街なみ環境整備事業地区の区域

## 鳥取県告示第485号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名 称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字大谷2182-5 中村 拓朗 岩美郡岩美町大字網代88 川口 優	岩美加入区	鳥取県漁業協同組合	岩美郡岩美町大字大谷2182-470 鳥取県漁業協同組合 網代港支所	平成23年8月23日から同年9月6日まで
東伯郡湯梨浜町泊859 中嶋 辰雄 東伯郡湯梨浜町泊1570-66 松田 昌知	泊中部加入区	鳥取県漁業協同組合 中部漁業協同組合	東伯郡湯梨浜町泊1584 鳥取県漁業協同組合 泊支所	

## 鳥取県告示第486号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月23日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社いたくら	デイサービス元輝	八頭郡八頭町池田 432-2	平成23年8月22日	通所介護

**鳥取県告示第487号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月23日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社いたくら	デイサービス元輝	八頭郡八頭町池田 432-2	平成23年8月22日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第488号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年8月23日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 達 夫	鳥取市佐治町加茂675
〃	茂 上 明 之	鳥取市佐治町津野240
〃	奥 田 博 美	鳥取市佐治町津無360
〃	中 島 早 夫	鳥取市佐治町古市186-1
〃	藤 岡 重 勝	鳥取市佐治町葛谷137-2
〃	谷 本 善 太 郎	鳥取市佐治町森坪41
〃	長 谷 修 司	鳥取市佐治町古市241
〃	山 下 徳 太 郎	鳥取市佐治町森坪207-1
〃	森 田 広 史	鳥取市佐治町大井110
〃	松 岡 弘 志	鳥取市佐治町刈地251
〃	光 浪 則 敬	鳥取市佐治町尾際620
〃	谷 上 學	鳥取市佐治町余戸556
〃	西 尾 憲 一	鳥取市佐治町加瀬木1334
〃	中 谷 禎 治	鳥取市佐治町高山56

〃 上 田 英 二 鳥取市佐治町高山465  
〃 中 谷 豊 昌 鳥取市佐治町高山79  
〃 小 谷 稜 男 鳥取市佐治町加瀬木344  
監 事 下 石 讓 鳥取市佐治町畑238  
〃 中 谷 公 明 鳥取市佐治町高山216-3  
〃 茂 上 博 明 鳥取市佐治町津野239

平成23年3月7日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 島 早 夫 鳥取市佐治町古市186-1  
〃 茂 上 明 之 鳥取市佐治町津野240  
〃 奥 田 博 美 鳥取市佐治町津無360  
〃 下 田 照 男 鳥取市佐治町畑34  
〃 藤 岡 重 勝 鳥取市佐治町葛谷137-2  
〃 谷 本 善 太 郎 鳥取市佐治町森坪41  
〃 長 谷 修 司 鳥取市佐治町古市241  
〃 竹 村 豊 鳥取市佐治町森坪270-1  
〃 森 田 広 史 鳥取市佐治町大井110  
〃 松 岡 弘 志 鳥取市佐治町刈地251  
〃 光 浪 則 敬 鳥取市佐治町尾際620  
〃 谷 上 學 鳥取市佐治町余戸556  
〃 茂 上 博 明 鳥取市佐治町津野239  
〃 西 尾 憲 一 鳥取市佐治町加瀬木1334  
〃 上 田 英 二 鳥取市佐治町高山465  
〃 中 谷 豊 昌 鳥取市佐治町高山79  
〃 小 谷 稜 男 鳥取市佐治町加瀬木344  
監 事 下 石 讓 鳥取市佐治町畑238  
〃 中 谷 公 明 鳥取市佐治町高山216-3  
〃 中 谷 寛 明 鳥取市佐治町高山55-3

平成23年3月8日就任 任期3年

鳥取県告示第489号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4050084、4080111、4110018、3630221、4020119、4010116、4030118、4050152、4020105、3620062、4050110、4130119、4100099、4100102、4030110、4060138、4040127、4030115、4130253、4080095、4090184、4020151、3630034、4010044、3630110、4010193、4020237、4040238、4040148、

4070178、4050237、4060228、4050269、4080056、3620042、4010102、4040220、4120042、4050217、4040217、4100125、4070112、4090096、4090206、4120185、3620189、4030230、4010112、4040123、4130021、3630001、3630214、4030181、4030063、4040222、4050171、4050102、4100104、4070146、4100088、4060047、4080090、4090202、4100211、4100228、4110128、4100152、4120118、4110170) 及び鳥取県育英奨学資金(奨学生決定番号4151203、4141119、4141102、4141109、4161066、4191225、4171288、361008、362020、410005、413067、4141114、4171237、4181241、4181497、4201681、4151335、4181263、4191072、4161371、412056、418016、4151226、4141001、4141093、4141131、4151007、4151175、4151312、4151220、4151369、4151450、4161208、4171390、4171479、4171633)

### 3 委託期間

平成23年7月15日から平成24年3月16日まで

## 海区漁業調整委員会告示

### 鳥取県海区漁業調整委員会告示第3号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成23年8月23日(火)から同月26日(金)までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課(鳥取市東町一丁目220)、鳥取県栽培漁業センター(東伯郡湯梨浜町大字石脇1166)、鳥取県境港水産事務所(境港市昭和町9-7)及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成23年8月23日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

#### 1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成23年8月29日(月)午後1時30分から
- (2) 場所 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第15会議室

#### 2 案件

境港市地先における第一種区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び区画漁業の地元地区の事前決定について

#### 3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業(漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。)及び発言内容の要旨を記載した書面を平成23年8月26日(金)午後5時までに鳥取海区漁業調整委員会事務局(鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内)に提出すること。

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

交通規制広報看板作製設置等業務委託 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期間

契約の日から平成23年11月20日まで

## (4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が看板・塗料類の看板又はイベント・広告・企画の看板（デザインと制作）に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年8月29日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

## (4) 平成23年8月23日（火）から同年9月9日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店の所在地が鳥取県外である者については、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している者に限る。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成23年8月23日（火）から同月29日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年9月9日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月8日（木）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成23年9月6日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (4) 手続における交渉の有無

無

## (5) その他

詳細は、入札説明書による。